# 一般社団法人メノキ定款

# 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人メノキと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県甘楽郡下仁田町に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、美術を通して人々の表現しようとする意志を受け止め、発展させるとともに、読書バリアフリー法に則った活動に貢献し、違いを認め合う共存社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 文化財の保全活動に関わる、書籍、印刷物の企画、制作、出版、著作権管理、 及び映像の企画、制作、撮影、編集、管理及び運営等啓蒙活動
- 2 オンライン展覧会を含む美術展覧会等の企画、運営
- 3 視覚障害者が読むことが出来る「Low vision book」の調査、研究、企画、制作、 出版、著作権管理
- 4 非営利団体等との合同美術展覧会等の企画、立案、管理及び運営
- 5 視覚障害者のための美術関連ワークショップの企画、立案、開催及びコンサル ティング
- 6 視覚障害者を取り巻く社会環境への提言の発信
- 7 前各号に附帯する一切の事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

# 第3章 社員

# (法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

# (社員の資格取得)

第8条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みを し、代表理事の承認を受けなければならない。

# (経費の負担)

第9条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び 毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

# (社員名簿)

- 第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した「社員名簿」を作成し、当法人 の主たる事務所に備え置くものとする。
  - 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載した住所又は 社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

# (任意退社)

第11条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人 に対して予告をするものとする。

### (除名)

- 第12条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって 当該社員を除名することができる。
  - 一 この定款その他の規則に違反したとき。
  - 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

# (社員資格の喪失)

- 第13条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
  - 一 第9条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
  - 二総社員が同意したとき。
  - 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

# 第4章 社員総会

# (構成)

第14条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

# (権限)

- 第15条 社員総会は、次の事項について決議する。
  - 一 社員の除名
  - 二 理事及び監事の選任又は解任
  - 三 理事及び監事の報酬等の額
  - 四 計算書類等の承認
  - 五 定款の変更
  - 六 解散
  - 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

# (開催)

第 16 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、 必要に応じて臨時社員総会を開催する。

# (招集)

- 第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 代表理事が招集する。
- 第18条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

### (議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### (決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総

社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - 一 社員の除名
  - 二 監事の解任
  - 三 定款の変更
  - 四 解散
  - 五 その他法令で定められた事項

# (議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第5章 役員

#### (役員の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上 10名以内

二 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
  - 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
  - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、 当法人の業務を分担執行する。

### (監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

# (役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了 又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事 又は監事としての権利義務を有する。

# (役員の解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

### (報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

# 第6章 理事会

### (構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
  - 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
  - 一 当法人の業務執行の決定
  - 二 理事の職務の執行の監督
  - 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

- 第32条 理事会は、代表理事が招集する。
  - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を 招集する。

# (決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第9 6条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

# (議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第7章 資産及び会計

# (事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

# (事業報告及び決算)

- 第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
  - 一 事業報告
  - 二 貸借対照表
  - 三 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び 社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
  - 3 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

#### (定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第38条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# 第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年10月末日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 三輪三千代 立木寛子 福西敏宏

設立時代表理事 三輪三千代

設立時業務執行理事 立木寛子 福西敏宏

設立時監事 寺澤徹

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

群馬県甘楽郡下仁田町大字東野牧 2635 番地 1

設立時社員 三輪 三千代

群馬県前橋市山王町一丁目11番地18

設立時社員 寺澤 徹

群馬県前橋市古市町一丁目28番地10

設立時社員 立木 寛子

群馬県前橋市若宮町一丁目10番地2

設立時社員 福西 敏宏

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人メノキの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次 に記名押印する。

令和3年11月1日

設立時社員 三輪 三千代

設立時社員 寺澤 徹

設立時社員 立木 寛子

設立時社員 福西 敏宏

1 令和5年10月18日一部変更 (第36条関係)

2 令和 5 年 10 月 18 日一部変更 (第 38 条関係)